

建築士の皆様へ 「応急危険度判定士」への登録をお願いいたします！

ご存じですか？ 応急危険度判定士

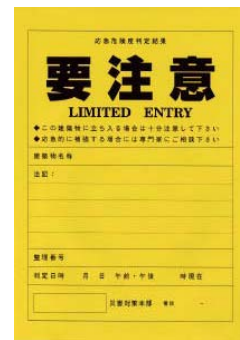
応急危険度判定とは

大地震により被災した建築物は、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などのおそれがあります。

応急危険度判定は、このような**建築物の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止する**ことを目的としています。



判定ステッカー



応急危険度判定士とは

応急危険度判定は、災害対策本部長（市町村長）の判断により実施されますが、大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から、行政職員だけでは対応が難しい場合があります。

そこで、**ボランティアとして協力していただける民間の建築士等の方々に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことなどにより、応急危険度判定を行う技術者として都道府県知事が認定登録しているのが「応急危険度判定士」**です。

過去の地震における応急危険度判定実績

